

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2017年12月

5回目の「中華人民共和国税関法」改正

2017年11月4日、第12回全国人民代表大会・常務委員の第30回会議で「中華人民共和国税関法(以下「税関法」)」が改正された。今回の改正は5回目となる。同法は、一部の行政許可の方法及び審査・承認手続を取り消している。また、行政サービスの手続を簡素化し、権限委譲の改革深化を目指している。

また、商務部及び税関総署は共同で2016年8月に2016年第45号公告(以下「45号公告」)を公布し、加工貿易業務に係る審査・承認の手続を正式に取り消した。さらに、新「税関法」によって「批准文書」の関連説明が削除されただけでなく、加工貿易保税材料又は完成品の国内販売を申請する理由を記入する必要もなくなった。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照願いたい。

税金減免申請のペーパーレス化の推進及び税金減免届出の取消に関する公告(公告[2017]58号)

税関総署は全国通関一体化改革を一層促進して通関の迅速化を図るため、2017年12月15日に税金減免申請を全国でペーパーレス化し、税金減免届出は廃止されている。税関総署により規定される場合を除き、税金減免申請者又は代理人は、中国E-ポート(China E-Port)QP端末から税金減免申請書および付随する証明用資料の電子データを提出しなければならない。そのため、紙での書類は提出不要となる。なお、申請者の輸入税減免手続を初めて行う場合、事業者の保有資格、プロジェクトの資格、免税輸入限度額(数量)などの情報を記載した資料を添えて税関に提出すれば、別途、事前届出も不要となる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照願いたい。

2018年1月1日から適用される香港・マカオを対象としたゼロ関税対象品目の新規追加の原産地基準及び関連事項の公告(公告[2017]59号)

「中国大陸と香港の経済と貿易の緊密化協定(香港CEPA)」及び「中国大陸とマカオの経済と貿易の緊密化協定(マカオCEPA)」並びに補足協定に基づき、税関総署は「2018年1月1日から適用される香港CEPAの新規追加のゼロ関税対象品目の原産地基準表」及び「2018年1月1日から適用されるマカオCEPAの新規追加のゼロ関税対象品目の原産地基準表」並びに一部貨物貿易優遇措置適用対象となる香港貨物原産地基準を作成した。

- 1、「2018年1月1日から適用される香港CEPAの新規追加のゼロ関税対象品目の原産地基準表」及び「2018年1月1日から適用されるマカオCEPAの新規追加のゼロ関税対象品目の原産地基準表」は簡素化された貨物の名称を使用し、同公告は2018年1月1日から施行される。新たに追加された香港・マカオのゼロ関税対象品目範囲は2017年版「中華人民共和国輸出入税則」のHSコードに対応する商品範囲と一致している。

- 2、税関総署の公告 2011 年第 82 号「貨物貿易優遇措置の適用対象とする香港貨物原産地基準表(2012 年版)」の HS コード 3920.9990 に該当する品目の原産地基準が修正された。修正版は 2018 年 1 月 1 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照願いたい。

加工貿易台帳保証金制度の完全廃止に伴う移行期間終了後の業務手順関連事項に関する公告(公告[2017]62号)

加工貿易における銀行保証金台帳制度(以下「保証金台帳」)の廃止という国务院の指示を履行するため、税関総署と商務部は、2017 年 12 月 14 日付けで移行期間終了後の業務手順に関する公告を公布した。同公告は 2018 年 2 月 2 日から施行される。

- 1、保証金台帳の「実転」管理は税関事務の担保事項に変更された。企業は、銀行で保証金台帳を開設する必要はなくなり、税関事務の担保事項として手続を進めることができる。
- 2、企業が保証金の形で担保を提供する場合、担保事項が解除された後に財務領収書を持参して、管轄税関で保証金及び利息の返還手続を行うことができる。利息の金利は中国人民銀行が公布する普通預金金利である。利息計算開始日は税関の指定口座に保証金が振り込まれた日であり、終了日は税関が保証金返還通知書を発行した日である。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照願いたい。

「中華人民共和国政府とジョージア(グルジア)政府との間の自由貿易協定」の実施関連事項に関する公告(公告[2017]64号)

「中華人民共和国政府とジョージア政府との間の自由貿易協定」(以下「中国・ジョージア FTA」)は 2018 年 1 月 1 日に発効される。主な内容は下記のとおりである。

- 1、「中国・ジョージア FTA」の特恵貿易協定(PTA)コードは「20」である。輸出入貨物の荷送人、荷受人、代理人は税関総署公告の 2016 年第 51 号及び 2017 年第 13 号の規定に従い、「中華人民共和国税関輸入(出)貨物通関申告書」或いは「中華人民共和国税関輸入(出)貨物届出リスト」を記入する際、「未実現電子ネットワーク」の「無原産地申告モデル」に従う必要がある。
- 2、輸入通関申告書には協定税率適用の対象品目数も原産地証明書記載の該当商品の数量を超えてはいけない。また、輸入通関申告書に記載する協定税率対象品目の取引単位は原産地証明書に記載されている該当商品の計量単位と一致している必要がある。同一の原産地証明書に記載されている輸出貨物は、同一の輸出通関申告書を使用して申告する。
- 3、「中国・ジョージア FTA」に関する原産地証明書について、ジョージアはジョージア税関、中国は国家質量監督検閲・検疫総局に所属する各地方の出入境検検検疫機関、中国国際貿易促進委員会(CCPIT)及び地方分会から発行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照願いたい。

2018 年関税調整案に関する公告(公告[2017]65号)

「2018 年関税調整案(税委会[2017]27号)」は国务院の承認を経て 2018 年 1 月 1 日から施行される。同調整案は輸出入貨物の関税率及び税則・税目を調整したものである。

一、同調整案によって一部の最恵国税率、関税割当税率、協定税率は調整されたが、特恵税率が適用される輸入品の範囲と税率は据え置かれた。具体的には下記のとおりである。

(1) 最恵国税率

2018 年 1 月 1 日から 948 品目の輸入商品に暫定税率が適用された。そのうち 27 項目の情報技術製品の暫定税率の適用期限は 2018 年 6 月 30 日である。「中華人民共和国の世界貿易機関加盟後関税譲許表改正案」の附属表に記載されている情報技術製品の最恵国税率は 2018 年 1 月 1 日から 2018 年 6 月 30 日の期間に 2 回引き下げられ、2018 年 7 月 1 日に 3 回目の税率が引き下げられる。なお、2018 年 7 月 1 日から碎米(HS コード 10064010、10064090)を対象に税率 10%の最恵国税率が適用される。

(2) 関税率

小麦など 8 つの品目は引き続き関税割当となり、適用税率も据え置かれた。そのうち、尿素、複合肥料、リン酸水素アンモニウムの 3 種の化学肥料は割当税率も従来通り税率 1%の暫定税率である。関税割当対象外で、一定数量の輸入綿花はスライド税が引き続き適用される。

(3) 協定税率

中国・ジョージア FTA は一部の品目に対して協定税率が適用された。東南アジア諸国連合 (ASEAN)、パキスタン、韓国、アイスランド、スイス、コスタリカ、ペルー、オーストラリア、ニュージーランドとの間の自由貿易協定および香港 CEPA、マカオ CEPA に記載された一部の品目に適用される協定税率は引き下げられた。

二、輸出関税率に関して、「はんだごて」など 202 項目の輸出商品に適用される。

三、中国の輸出入に関する税則・税目を「商品名称及び分類の統一システムに関する国際条約」に合わせるため、国内の需要に応じて、税則・税目の一部が調整された。これにより、改正・調整後の 2018 年度の税則・税目は合計 8,549 項目となる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照願いたい。

「中華人民共和国税関の輸出入貨物通関申告書の記載作成規範」の改正に関する公告(公告[2017]69号)

税関総署は 2017 年 12 月 27 日付けで「『中華人民共和国税関の輸出入貨物の通関申告書の記載作成規範』の改正に関する公告 (税関総署 2017 年第 69 号)を公布して、既定の「中華人民共和国税関の輸出入貨物通関申告書の記載作成規範」を改正した。今回の改正によって通関申告書第 35 項「商品名称、規格型番」の欄に、新たに「ブランド類型」「輸出優遇措置適用の有無」の記入が必須となった。同公告は 2018 年 1 月 1 日から施行される。なお、注意する必要があるのは、申告要素の「ブランド」が税関価格を査定する要素の 1 つになっており、知的財産権保護及び課税価格のために査定を受けることである。しかし、新規記入項目の「ブランド類型」は別の項目となり申告要素の「ブランド」とは異なる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照願いたい。

商務部、税関総署、国家質量監督検閲・検疫総局が 2018 年輸入許可証管理貨物リストを公布(公告[2017]89号)

商務部、税関総署、国家質量監督検閲・検疫総局は共同で「2018 年輸入許可証管理貨物リスト」を公布した。同リストは 2018 年 1 月 1 日から施行される。そのため、商務部、税関総署、国家質量監督検閲・検疫総局が 2016 年 12 月 30 日に公布した「2017 年輸入許可証管理貨物リスト」は廃止される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照願いたい。

「中華人民共和国税関一時輸出入貨物管理弁法」の公布に関する税関総署令 ([2017] 233 号令)

「中華人民共和国税関一時輸出入貨物管理弁法」が 2017 年 11 月 20 日に開催された税関総署署務会議で審議、可決され、2018 年 2 月 1 日から施行される。そのため、2007 年 3 月 1 日に公布された税関総署令第 157 号、「中華人民共和国税関一時輸出入貨物管理弁法」、2013 年 12 月 25 日に公布された税関総署令第 212 号「税関総署の『中華人民共和国税関一時輸出入貨物管理弁法』の改正に関する決定」は廃止される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照願いたい。

「税関総署の一部規則改定に関する決定」の公布に関する税関総署令 ([2017] 235 号令)

「税関総署の一部規則改定に関する決定」は 2017 年 11 月 20 日に開催された税関総署署務会議で審議、可決され、2018 年 2 月 1 日から施行される。これにより、税関総署は「中華人民共和国税関出入国旅客荷物監督管理弁法」など 23 規則を修正することを決定した。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照願いたい。

「中華人民共和國税関事前裁定管理暫定弁法」の公布に関する税関総署令 ([2017] 236 号令)

「中華人民共和國税関事前裁定管理暫定弁法」は 2017 年 12 月 12 日に開催された税関総署署務会議で審議、可決され、2018 年 2 月 1 日から施行される。同弁法により、貨物が実際に輸出入する前に、税関は申請者の申告内容に応じて申請者の実際の輸出入に関連する税関事務を事前に裁定する。

- 1、事前裁定の適用範囲は輸出入貨物の商品分類、原産地又は原産資格、課税価格関連要素、関税評価方法その他の税関事務である。そのうち、課税価格に関連する要素はロイヤリティ、コミッション、運賃保険料、特殊関係及びその他課税価格の査定に関係する要素である。
- 2、事前裁定の申請者とは実際に輸出入に関わり、かつ税関に登録されている対外貿易経営者である。
- 3、申請者は貨物を輸出入する予定日の 3 か月前、登録地に直属する税関に事前裁定申請書を提出する。特殊な状況である場合、貨物を輸出入する予定日の 3 か月以内に事前裁定申請書を提出できる。
- 4、同一の「事前裁定申請書」は 1 種類の税関事務に対応し、有効期間は 3 年となる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照願いたい。

中国とモルディブが自由貿易協定(FTA)を締結

中国とモルディブは 2017 年 12 月 7 日付けで「中華人民共和國政府とモルディブ共和国政府との間の自由貿易協定(以下「中国・モルディブ FTA」)」を正式に締結した。同協定は中国にとって 16 番目の自由貿易協定である。モルディブにとっては、初の二国間自由貿易協定となる。同協定は貨物貿易、サービス貿易、投資・経済・技術協力などの分野を網羅している。

貨物貿易については、関税ゼロの適用対象品目数及び輸入額の割合を約 96%にすることを目的として合意した。これにより、中国はモルディブに輸出する大半の工業製品及び花卉、野菜などの農産物が恩恵を受けることになる。モルディブの輸出の大部分は水産物であり、かつ輸出品はゼロ関税が適用される。サービス貿易については、中国とモルディブ両国は WTO の約束事項に基づきサービス部門の市場開放を確約した。投資については、相手国の投資者の投資活動には内国民待遇と最恵国待遇を与え、二国間投資を奨励し、便宜的で適切な相互保護措置を定めることで合意した。

なお、原産地規則、税関手続と貿易円滑化、貿易救済、貿易の技術的障害(TBT)、衛生・植物検疫措置などの幅広い分野でも認識を共有した。中国とモルディブ両国は FTA を締結した後、両国企業と国民が FTA の優遇措置を早期に享受できるよう両国内の手続を完了させ、中国・モルディブ FTA の早期発効と実行に取り組んでいる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照願いたい。

地方税関政策の最新動向

アモイ税関が税関特殊監督管理エリアにおける自動車並行輸入に関する保税倉庫保管業務のパイロットプログラム実施に関する公告を公布

アモイ税関は 2017 年 12 月 22 日付けで「中国(福建)自由貿易試験区の税関特殊監督管理エリア(以下「税関特殊監督管理エリア」)における自動車並行輸入に関する保税倉庫保管業務のパイロットプログラムの実施に関する公告」を公布した。これにより、パイロット企業は税関特殊監督管理エリアで自動車並行輸入と共に保税倉庫保管業務を行うことができる。ただし、保税倉庫保管中の 3 か月以内に税関に並行輸入車に関する輸入申告手続若しくは税関特殊監督管理エリアから海外に再搬出する手続きを行う必要がある。税関は、車両識別コードによって並行輸入車台帳を設置して管理する。企業は、保税倉庫の保管業務を行う前に中国(福建)自由貿易試験区アモイ地域管理委員会が交付する自動車並行輸入パイロット資格認定結果証明書を管轄税関に届け出る必要がある。企業は、税関特殊監督管理エリアに並行輸入車を搬入する場合、税関申告時に通関申告書記載見本と照らして輸入届出リストを記入し、備考欄に「並行輸入車」を明記し、書面承諾書を提出しなければならない。また、並行輸入車の入国日から 3 か月以内に自動車並行輸入専用許可証を添えて並行輸入車の税関特殊監督管理エリア搬出・輸入を税関に申告しなければならない。並行輸入車が保税状態でかつ税関特殊監督管理エリア間の移動若しくは同一税関特殊監督管理エリアに所在する倉庫業者間で移動を行う場合、事前に搬出先と搬出元の管轄税関から承認を得る必要がある。保税倉庫に保管する期間は通算して計算する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照願いたい。

Contact us お問い合わせ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)
Partner パートナー
Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Lisa Li 李輝 (日本語可)
Director ディレクター
Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Jie Xu 徐潔 (日本語可)
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚 (日本語可)
Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)